

## 12 利用調整

申し込み締切後、多摩市保育の実施に関する取扱要綱の「**保育の実施基準(改正案)**」(P.26～27)に基づき、受付期間内に提出された書類により「保育の必要性」を指数化します。

※入所決定は、先着順や抽選ではありません。

### (1) 指数の考え方

児童の保育の必要性指数 = [代表保護者の基本指数] + [保護者2の基本指数] + [調整指数]

空きがある保育所等について、**保育の必要性指数の高い方から順に**、希望する保育所等への入所決定をします。指数が同じ場合は、「優先順位」により決定します。

### (2) 注意事項

#### ① 入所決定から入所までの間に指数、または優先順位が下がった場合

入所決定から入所までの間に指数が下がった場合、または指数が同位の場合の優先順位が下がった場合は**入所決定を取消します**。また入所後にその事実が判明した場合は、**退所となります**。そのため、家庭状況・保育の必要性の事由に変更がある場合は、速やかに届出をお願いします。(詳しくは、P.28「13 申し込み後の手続き」をご覧ください。)

#### ③ 受付期間後に提出された書類

それぞれ、受付には締切日を設けています。そのため、受付期間後に提出された書類については年度途中の各月入所申請受付期間に照らし合わせ、直近の審査からの指数算定になります。不足書類については郵送でも受付けていますが、**4月1次は締切日消印有効・4月2次以降は締切日必着**となります。郵便事情等で締切日までに書類が届かない場合もありますので、ご注意ください。

申請時点から申請内容に変更がありましたら、内容によっては入所取消し・退所の対象になる場合もあるため、軽微な内容でも**変更になる前**に子育て支援課までご連絡ください。

## Q & A 申し込み方法について

### ① 希望する保育所等・クラスの募集人数が「0」でしたが、申し込みは可能ですか？

空き人数が「0」でも、転所（転園）や退所により空きが生じた場合は利用調整しますので、希望保育所等として記載することは可能です。

### ② 申し込み時点で仕事をしていないと、保育所等の申し込みはできないのですか？

申し込み時に仕事をしていなくても、仕事を探すため週に12時間以上の外出を常態とする方は、「求職」の要件で入所申し込みが可能です。また、入所する月の1日から就労先が内定している方で、「就労証明書（多摩市様式）」を提出した場合は、「内定」としての申し込みとなります。

なお、「求職中」で入所決定した場合「就労証明書」を入所月の翌々月15日までに「内定」で入所決定した場合「就労開始証明書」を入所してから2週間以内にご提出をお願いしています。ご提出いただけない場合は、入所月の翌々月末（求職）・入所月の月末（内定）をもって退所となります。

### ③ 同居者の範囲はどこまでですか？住民票上世帯が別の場合は、別居ですか？

同じ住所に住んでいれば、住民票上世帯が別でも、同居とみなします。また、実際に住んでいなくても、住民票上一緒であれば、基本的に同居とみなします。同居者がいる方については、申請の際の保育の必要性の事由を証明する書類や、税書類を提出していただくことがありますので、対象であればご用意ください。申請していない同居者が入所後に判明した場合、退所になる場合があります。住民票は別だが同じ住所に住んでいる方、もしくは住民票上同じ住所だが申請時点で別居している方も同居者として申請書類に記入してください。

### ④ 現在、幼稚園に通っている子どもを幼稚園に通わせながら、夏休みや土曜日などに保育所等に預けることはできますか？

幼稚園に在籍中は、保育所等へ入所することはできません。

※現在多摩市では全幼稚園で預かり保育を実施しています。

### ⑤ あすのき保育園卒園後の進級についてはどのように園が決まりますか？

2歳児クラス進級後、あすのき保育園の社会福祉法人である至愛協会が保護者に、同法人が運営するかしのき保育園・ゆりのき保育園・りすのき保育園への進級希望調査を行い、決定します。年度途中で2歳児クラスであすのき保育園へ入園した場合、時期によっては進級園を選べない場合がございます（必ずいずれかの園には進級できます）。

- ⑥ 「求職」要件で、兄弟2人の申し込みをし、上の子のみ入所が決定しました。下の子が入所できるまで、仕事を始めなくても上の子の在籍は継続可能ですか？

どちらか一方の児童だけ入所決定となった場合でも、入所日から3ヶ月以内に就労を開始し、就労証明書（多摩市様式）を提出していただく必要があります。入所した月の翌々月15日までに、就労証明書の提出がない場合は、入所した月の翌々月末をもって退所となります。

- ⑦ 現在、保育所に入れていなくて短い時間での勤務ですが、保育所に入所ができれば時間を増やす予定ですが、就労証明書にどのように記載すればいいですか？

就労証明書（多摩市様式）表面下段には現時点の勤務時間を、変更予定の時間は「保育所入所後に勤務時間勤務日が変わる場合の変更後の時間」の欄に記入してください。その場合は、変更後の勤務時間で指数をつけますが、予定であるため指数の減算（-2）があります。入所後に、確認のため「勤務時間増減確定証明書」を提出していただきます。

当初申請した時間よりも指数が下がる場合、勤務時間増減確定証明書の提出がないと入所取消や退所になることがありますのでご注意ください。

- ⑧ 育児休業中で申請していて、復職後は育児短時間勤務ですが、指数はどのようになりますか？

育児休業法に基づく育児短時間勤務の場合、就労証明書には育児短時間勤務の時間を書いてもらうのではなく、雇用契約上の時間を書いてもらうことになります。指数も雇用契約上の時間で指数をつけます。

- ⑨ 人材派遣会社のA社に登録していて、派遣社員としてB社に勤務しています。就労証明書はB社で記入してもらうのでしょうか？

派遣社員の方については、必ず派遣元（A社）に作成を依頼してください。

派遣先での就労期間が申請時点より未来の日付であり、派遣予定の就労証明書の場合には、入所要件を「内定」として取り扱い、利用調整します。

また、契約更新ごとに新たな派遣期間が記載された契約書（写）または就労証明書を提出してください。契約社員の方についても、更新ごとに契約書（写）または就労証明書を提出してください。

- ⑩ 4月入所申請受付はどの時間帯が混んでいますか？

例年、初日や最終日が終日混雑します。多摩市役所2階子育て支援課窓口は窓口が少なく混みやすいです。郵送、電子での申請にご協力ください。

- ⑪ 申し込み後に希望園を変えることはできますか？

希望入所月の申し込み締切までの間に「希望保育所等追加変更届」を市役所2階子育て支援課計画推進・保育担当までご提出ください（郵送、電子可）。

# Q & A 教育・保育給付認定の申請について

## ① 教育・保育給付認定はどのように申し込みすればいいですか？

認可保育所等を申し込む際に同時に申請することができます。すでに申請をしていれば、今回お申し込みいただく必要はありません。もし、支給認定証を紛失された場合は再発行することも可能です。教育・保育給付認定のみ受けた場合は別途ご相談ください。

## ② 申請した後に住所が変わるのですがどうすればいいですか？

事由の生じた日から2週間以内に給付認定変更届を市に提出をしてください。お手続きいただいてから30日以内に新しい住所へ支給認定証をお送りします。

## ③ 支給認定証が届きましたが、どうすればいいですか？

申し込みをした内容に間違いがないか確認し、大切に保管してください。保育所等に提示を求められることがあります。

住所、氏名、代表者、保育の必要性の事由が変更になった場合は、速やかに給付認定変更届を提出してください。様式は多摩市公式ホームページから印刷できます。

## ④ 支給認定証の有効期限が卒園よりも前になっているのですが、どうしてですか？また、3号の支給認定証が有効期限切れになった場合は何か手続きは必要ですか？

支給認定証には最長3年間の有効期間があります。3号認定は、3歳の誕生日の前々日までが有効期間で、基本的に誕生日の前月中に2号認定の支給認定証を送る予定です。2号認定の有効期間は、就学前までになっています。2号になった旨の支給認定証交付の手続きは不要になります。

また保育の必要性の事由が、求職活動の場合は3ヶ月、出産の場合は分娩予定月の2ヶ月後までなど、基本的には入所ができる期間と認定期間が同じになります。

## ⑤ 支給認定証を既に持っています。名前が変わる場合、再度認定の申請が必要ですか？

再度の申請は必要ありませんが、変更の事由が生じた場合は給付認定変更届を事由の生じた日から2週間以内に提出をお願いします。

## Q & A 利用調整について

- ① 希望保育所等をたくさん書いたり、第 1 希望しか書かなかった場合に、優先されたり不利になったりしますか？また、申し込みの際に「嘆願書」などを提出すれば、入所選考の際に考慮してもらえますか？

多摩市の利用調整では、希望保育所等の数によって優先されたり、不利になったり、嘆願書の内容を考慮したりすることは一切ありません。利用調整は、保育の実施基準に基づく「指数」と「優先順位」のみで行います。

なお、定員に空きがあったとしても、希望保育所等として記入していない児童については、その施設の利用調整の対象となりません。また、入所決定後に辞退すると、申請書類一式の再提出（申請のやり直し）に加えて、指数を減算（- 2）します（翌年度まで減算継続）。

申込書の希望保育所等施設名記入欄の記入に当たっては、必ず通うことのできる保育所等を、通いたい順番に記入してください。

- ② 現在はフルタイム就労ですが、近いうちに非常勤になり勤務時間が短くなる予定です。選考はどうなりますか？

フルタイム（週 40 時間以上）就労で申し込み、入所が決定した場合、入所月の 1 日時点において、週 40 時間以上の就労が必要となります。

勤務時間が短くなるなど、申請時点から入所日までに指数が低くなる変更が生じる場合、入所が取消となります。予め、勤務時間等が短くなることが分かっている場合は、就労証明書裏面の「保育所入所後に勤務時間勤務日が変わる場合の変更後の時間（育児時短は記入不要）」欄にその旨の記載を依頼した上で、申し込み時に担当者に申し出てください。

- ③ 指数がいくつだったら入所できますか？

過年度における 4 月入所の最下指数を公開しています。入所を確約するものではなく、年度によって状況が異なるため、あくまで参考情報にとどまりますがご活用ください。また、申請をして保留となった場合は、申請した月の 1 日以降に第一希望の施設の待機の順番をお伝えすることが可能です。



# 保育の実施基準（改正案）

## 【基本指数】

類型	保育要件（保護者の状況）		基本指数	保育期間	優先順位	
1	就労	週40時間以上の就労を常態（原則休憩時間を含む）	20	就労期間	7	
		週35時間以上40時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）	18			
		週30時間以上35時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）	16			
		週25時間以上30時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）	14			
		週20時間以上25時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）	12			
		週16時間以上20時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）	10			
		週12時間以上16時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）	8			
2	求職	就労活動のため昼間に外出を常態	5	3ヶ月以内	10	
3	出産	出産前後で休養を要する場合	21	5ヶ月以内 出産予定月と前後2ヶ月	6	
4	疾病	長期入院	1ヶ月以上の入院（起算日：入所希望月初日）	21	入院期間	5
		長期入院と通院	1ヶ月以上の入院とその後6ヶ月以内の通院、リハビリを必要とする場合	19	入院・通院期間	
		居宅療養	常時病臥・感染症・難病	20	療養期間	
			安静を要する疾病または精神性疾病（診断書により自宅保育が困難または不可と判断できる場合）	15		
	通院加療（診断書により自宅保育が不可と判断できる場合）	8				
5	障がい	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級	20	左記の該当期間		
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳2～3級	18			
		身体障害者手帳4級	16			
6	看護・介護	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定4～5程度の方を常時看護・介護	20	看護・介護期間	8	
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳2～3級、要介護認定2～3程度の方を常時看護・介護	16			
		週12時間以上の介護・通院・通所等の付添い	8			
7	就学	学校教育法に定める学校に通学	16	通学期間	9	
		上記以外の教育機関等に週12時間以上の通学	8			
		通信教育（就職の準備のために受ける通信教育に限る）	7			
8	災害	震災・風水害・火災等の甚大な災害の復旧にあっている場合	20	復旧期間	1	
9	不存在	両親のいずれかが死亡・行方不明・拘禁・離婚・未婚等で不存在	18	保育を要する期間	4	
		離婚を前提とした別居（調停等離婚手続中であることを示す書類により判断できる場合）	16			
10	虐待・DV	虐待・DVにより、保育が必要と認められた場合	22	保育を要する期間	3	
11	特例	上記以外で、明らかに保育が必要と認められた場合	5～25	保育を要する期間	2	

※就労証明書で、「勤務日数」等が、就労実績欄の平均と異なる場合は、平均したもので基準指数を認定する。

※内定により勤務日数・時間等が確定している場合は、就労の基本指数を準用する。

※類型3出産、4疾病のうち長期入院または長期入院と通院、8災害、11特例については、保育期間終了後には必ず退所となる。

【調整指数】

区分	調整項目	適用区分	調整指数
世帯	1 生活保護世帯	新・転	1
	2 ひとり親世帯（同居人なし）	新・転	2
	3 ひとり親世帯（同居人あり）	新・転	1
	4 両親のいずれもが不存在	新・転	5
保護者	5 保護者が多摩市内の保育士等あるいは放課後支援員として月20日以上、1日6時間以上就労している、もしくは入所日から内定している者（市内認可保育所等、市内認証保育所または市内企業主導型保育所、市内学童クラブ勤務に限る）	新	1
	6 基本指数の保育要件が1人につき違う類型で重複している者（高い方の指数に加算する。ただしこの場合において、基本指数の上限は20点とする。）	新・転	2
加算	7 前年度4月または産休終了月の翌月から、継続して待機している市内在住の児童（産休終了月の翌月からの場合は、産後休暇のみ取得し、産後休暇取得後に復職する場合に限る）	新	1
	8 多摩市民で、認可保育所、家庭的保育事業所、小規模保育所、事業所内保育所に入所している満3歳（4月1日時点）の児童で連携施設に継続入所が不可な場合	新	5
	9 次の施設の利用実績が、前年度4月または産休終了月の翌月から継続して週12時間以上ある場合 ①東京都認証保育所 ②市内認可保育所の定期利用保育 ③市内認可保育所の一時保育 ④各自治体に届出のある認可外保育施設 ⑤企業主導型保育所 ⑥市内認可保育所の緊急1歳児受入事業	新	2
	10 前年度4月から継続して多摩市民で、連携施設に継続入所が不可な認可保育所、家庭的保育事業所、小規模保育所、事業所内保育所に在所しており、前年度4月から継続して保育所へ転所申込みをしている場合	新・転	2
	11 兄弟姉妹が市内認可保育所等に入所している場合（新規申請に限る。）	新	1
	12 双子児以上の多胎児が新規申請をしている場合	新	1
	13 複数の児童が同時に新規申請している場合	新	1
	14 児童相談所等の関係機関からの通告等により、児童擁護の観点から優先的な取扱いが必要と認められた場合	新	10
	15 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所有している場合、または多摩市が協議を行い、医療的ケアを実施可とした医療的ケア児	新・転	4
	16 兄弟姉妹が入所している認可保育所等を、第1希望として転所申込みしている場合	転	1
	17 異なる認可保育所等に入所している兄弟姉妹が、双方の保育所等へ転所申込みをしている場合	転	1
	18 前年度4月から継続して、兄弟姉妹が入所している認可保育所等へ転所申込みをしている場合（転所申請に限る。）	転	1
	19 市外認可保育所等から市内認可保育所等へ転所を希望している場合	転	2
減算	20 保育料の滞納がある世帯（審査時点。在園・卒園・退園児滞納分含む。）	新・転	-16
	21 同居している保護者以外の親族（20歳以上65歳未満）のうち、求職中またはこれに準ずる状態の者がいる場合	新・転	-3
	22 入所決定の辞退者、入所審査開始後の取下（翌年度まで減算継続。急な転居・入院等やむを得ない場合を除く。）	新	-2
	23 申請時点で就労していないが、保育所入所日時点で就労が内定している者	新・転	-2
	24 保育所入所が決定した際、現在、在籍している事業所で就労日数・時間数が（保育所入所日から）増加することが決定している場合	新・転	-2
	25 保護者の親族（3親等以内の血族・姻族）が経営する事業所で就労する者（市民税の所得割額がある者は除く。）	新・転	-1
	26 育児休業の延長または育児休業給付金の受給に使用するための申請の場合	新	-18

※認可保育所等とは、認可保育所・家庭的保育施設・小規模保育所・事業所内保育所・認定こども園をさす。 ※新＝新規  
 ※保育士等とは保育に携わる保育士等（保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師、准看護師、助産師）をさす。 ※転＝転所  
 上記有資格者のほか、子育て支援員研修を修了した者を含む。  
 ※23・24は、保育所入所日時点で内定もしくは増減することが決定している就労日数・時間数で算定した基本指数から減算する。  
 ただし24については【契約時間での指数】と【時間が増加する基本指数と25】が同じ点数となった場合は減算のない【契約時間での指数】で算定する。

【指数が同位の場合の優先順位】

優先順位	項目
1	市内在住者（転入予定者を含む）
2	認可保育所等に入所していない者
3	優先順位の高い類型の者 【類型の優先順位】 (1) 災害 (2) 特例 (3) 虐待・DV (4) 不存在 (5) 疾病・障がい (6) 出産 (7) 就労 (8) 看護・介護 (9) 就学 (10) 求職 ※父母の類型のうち、優先順位の高い方を世帯の類型とする。
4	指数に減算のない者
5	世帯の基本指数の高い者
6	入所希望年度の4月1日における継続した市内在住日数の長いもの※
7	主たる生計中心者の市民税所得割の金額が低い者（未申告や税書類の未提出者の場合は優先順位を下げるものとする）

※7については、父母の市内在住日数のうち、長い方を世帯の期間とする。